

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年8月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200680号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300076号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年6月30日から同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

平成元年6月30日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年6月30日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成元年4月1日にA社に入社し、現在まで勤務している。請求期間においても転勤はあったが、継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間が保険給付の対象とならない期間(厚生年金保険法第75条本文該当)として記録されている。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社の事業主から提出された辞令及び同社の事業主の回答により、請求者は、請求期間において、同社に継続して勤務(平成元年7月1日にA社の本社から同社のB事業所へ異動)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の担当者は、請求期間当時、各月の1日付辞令の場合には、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の年月日を前月の末日とする取扱いであり、同社のB事業所が当該期間の厚生年金保険料を控除していた旨回答していること及び代行返上前の厚生年金基金の記録では、当該期間は同事業所に係る加入員であったことを踏まえると、当該期間の標準報酬月額については、請求者の同事業所における代行返上前の平成元年6月の厚生年金基金の記録及び同年7月の厚生年金保険の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成元年6月30日から同年7月1日までの期間について、請求内容どおりの資格喪失に係る届出をしたか否かは不明と回答している一方、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。